

# 委員長報告

## [目次]

頁

### 常任委員会

企 画 財 政	31
総 務 県 民 生 活	32
環 境 農 林	32
福 祉 保 健 医 療	33
産 業 労 働 企 業	34
県 土 都 市 整 備	35
文 教	36
警 察 危 機 管 理 防 災	37

### 特別委員会

予 算	38
自然再生・循環社会対策	40
地方創生・行財政改革	40
公 社 事 業 対 策	41
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策	41
経 済 ・ 雇 用 対 策	42
危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策	43
人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興	43
八 潮 市 道 路 陥 没 事 故 調 査 等	44

- (1) 「保留児童数」にも重点を置いた待機児童対策
- (2) 将来的な保育士の確保対策
- 8 国に対する、トルコ共和国との「相互査証（ビザ）免除協定」一時停止の要望
  - (1) 外務省への要望活動
  - (2) 「(仮称)川口市外国人政策対応センター」の整備構想
- 9 広域連携を通じた、草加市観光振興への支援

自由民主党

## 新井一徳議員



- 1 国の補正予算の執行のあり方は？
  - (1) 委託費用に対する考えは？
  - (2) 支援効果はしっかりと
  - (3) 県の姿勢を明確に示そう
- 2 優秀な職員の確保のために
  - (1) 現状の合格倍率に対する認識は？
  - (2) 仕事内容の見直しを進めるべき
  - (3) 職員採用の多様化を
- 3 本庁と地域機関における差異は？
  - (1) 本庁と地域機関における勤務実態の違いの背景は？
  - (2) 人事の硬直化を招く原因は？
  - (3) 人材配置の最適化、本庁勤務にインセンティブを
- 4 地域公共交通支援のための株式取得を
  - (1) 自治体による鉄道事業者の株式取得に対する評価は？
  - (2) 地域公共交通維持における県の役割は？
  - (3) 鉄道事業者を対象とした株式取得の議論を
- 5 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの今後は？
  - (1) 第1フェーズの成果は？
  - (2) 第2フェーズで代表事例を
- 6 児童虐待のない社会を
  - (1) 虐待対策は発想の転換を
  - (2) 子育てを体系的に学ぶ機会を
  - (3) 若者の稼ぐ力の向上を
  - (4) 各部局が主体的に取り組みを
- 7 産業振興のための基金のあり方は？
  - (1) これまでの補助の実績は？
  - (2) 生み出された税収、雇用は？
  - (3) 設定した目標の達成具合は？
  - (4) 産業支援は目標の明確化を
- 8 魅力ある県立学校の姿は？
  - (1) 中等教育への認識は？
  - (2) 今こそ、県立の中高一貫校を
  - (3) 検討の進捗状況は？
  - (4) 時間軸を踏まえた検討を

# 企画財政 委員長報告

副委員長 長 峰 秀 和



## 〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「地域公共交通生産性等向上促進事業の補助内容について、事業者向けのDXツールなどは事業者のニーズを踏まえたものなのか」との質疑に対し、「本事業の補助対象は、事業者へのアンケートやヒアリングを基に設定した。例えば、バス事業者からはAIを活用して効率的なダイヤ編成が行える高機能システム、タクシー事業者からは乗務日報作成や配車管理などのシステムを導入したいという意向を踏まえたものとなっている」との答弁がありました。

次に、「県内既設鉄道整備促進費について、県内の第4種踏切はどの路線に何か所あるのか。また、今回補助対象の14か所は、どのような基準で選定したのか」との質疑に対し、「現時点で市町管理道又は私道に84か所存在しており、秩父鉄道に75か所、JR八高線に9か所である。今回の補助対象の14か所は、車両が通行できない踏切を選定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

委員長 千 葉 達 也



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案12件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第22号議案について、「今回、議会の議決に付

さなければならない契約の予定価格をどのような根拠で8億円以上と設定したのか」との質疑に対し、「国土交通省が公表している建設工事費の経年変動を数値化した『建設工事費デフレーター』で、最後に改正した平成3年度の数値を1とし、令和7年1月から9月までの数値を踏まえた令和7年度末の数値を推計したところ、1.53となった。それを改正前の5億円に掛け合わせると7.65億円となるが、物価が引き続き上昇傾向であることを踏まえ、8億円以上と設定した」との答弁がありました。

次に、第23号議案について、「職員の時間外勤務がなかなか減らないが、今回の増員で職員定数は適当だと考えているのか」との質疑に対し、「職員定数の見直しに当たっては、各部局へヒアリングを行い、その要求を基に、事務量の増減や職場の実情を踏まえ、各部局との協議により見積もっている。職員数は充足していると考えているが、DXやタスク・トランスフォーメーションで生み出した時間で職員の時間外勤務削減等にも対応していく」との答弁がありました。

次に、第54号議案について、「包括外部監査人の選定においては、昨年度の本委員会で透明性や公平性の観点から、推薦ではなく公募としてはどうかとの質疑があったが、その検討状況はどうか」との質疑に対し、「昨年度の指摘を踏まえ、改めて他都道府県に調査をしたところ、41都道府県が推薦であり、公募は3府県であった。公募を実施したところでも、候補者が少なく団体推薦とした事例もあり、確保は厳しいと聞いている。800人ほどの公認会計士が登録されている日本公認会計士協会埼玉会から、地方自治や財政の知見を有する方を候補として推薦いただいて選定しており、現在の手法が適切と考えている」との答弁がありました。

このほか、第24号議案、第68号議案及び第72号議案についても活発な論議がなされ、第25号議案ないし第27号議案及び第69号議案ないし第71号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案12件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「次期行財政改革プログラム（令和8～10年度）（案）について」、「北部地域振興交流拠点基本計画（案）について」、「埼玉県における地域公共交通基本方針（案）について」及び「埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）延伸について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 総務県民生活 委員長報告

委員長 阿左美 健 司



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第80号議案について、「競輪事業のインターネット車券販売の普及により、増収基調にあると思うが、一方でギャンブル依存症への対応も重要となる。今後、どのような周知や対策を行っていくのか」との質疑に対し、「埼玉県営競輪では、競輪業界の対応等も踏まえ、ポスターやウェブ広告への注意喚起標語の掲載、本人や家族からの申告による競輪場への入場禁止措置、ギャンブル依存に関する相談窓口の設置などを実施している。今後もしっかりと対策を行っていく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第55号議案について、「屋内総合プールに関して、事業目的で定める国内主要大会とはどのようなものを想定しているのか。また、国際大会の招致についても今後視野に入れていくのか」との質疑に対し、「日本水泳連盟が主催する全国的な大会を想定しており、競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング等の実施が考えられる。また、メインプールである50mプールは、国際プール基準の公認を取得予定であるため、国際大会の開催は可能である。開催には、大会運営の実績等も必要になるので、まずは、国内の主要大会を誘致し、国内外の関係者に本プールの優位性を認識いただき、将来的には国際大会の会場として選ばれるよう取り組んでいく」との答弁がありました。

このほか、第28号議案、第29号議案、第31号議案、第63号議案及び第69号議案についても活発な議論がなされ、第30号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第31号議案に反対の立場から、「今回提案された使用料は、これまで地元の方々が使用してきたプールの使用料を大きく上回り、全体としては大幅な値上げとなる。物価高騰や実質賃金の低下で、県民生活がより一層厳しさを増す中、県民の更なる負担増は認められない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第31号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、総務部から「令和8年度地方税制改正案の概要について」、県民生活部から「第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定について」、「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」及び「第12次埼玉県交通安全計画の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 環境農林 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



### 〈急施議案〉

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案のうち環境部関係及び農林部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、「中小企業等カーボンニュートラル促進事業費について、CO<sub>2</sub>の削減など環境政策上の効果はどの程度見込まれるのか」との質疑に対し、「過去の申請内容を基に試算すると、800社からの補助申請では、CO<sub>2</sub>削減量が年間約8,200トンとなる。一般家庭に換算すると、約3,600世帯分、人口で約10,000人規模の町に相当し、温暖化対策としても大きな効果がある」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、「スマート農業技術導入コスト低減支援事業を活用するための要件は何か。また、経営面積が小さい農業者でも対象となるのか」との質疑に対し、「経営診断を受け、実施計画で示されたスマート農業機械を活用した取組により、生産性が向上し収益の増加につながるなど四つの要件としている。経営面積が小さい農業者でも、経営診断を基にスマート農業機械の導入により、生産性が向上し収益が増加することが明らかになれば活用できる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 杉田茂実

## 福祉保健医療 委員長報告



副委員長 須賀昭夫

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第69号議案について、「脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費に関して、市町村からの補助申請が国庫補助など別の財源の活用等により見込みを下回ったことで、大きく減額補正となっているが、別の財源活用以外に減額となった理由は何か」との質疑に対し、「市町村の事業計画の変更による事業の後ろ倒しや、入札により契約金額が低くなったなどの事例がある」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第39号議案について、「埼玉県県産木材利用促進条例を实のあるものにし、県産木材の利用促進や林道の整備などを進めるためには、県産木材を切り出して、利用していくことが重要である。予算も含めて、今後どうしていくのか」との質疑に対し、「県産木材の供給の土台となる森林整備の充実は重要な課題と考えている。市町村や木材関係事業者の意見も聞きながら、今後も予算の適切な確保に努めて、森林整備をしっかりと進めていく」との答弁がありました。

次に、第64号議案について、「埼玉県農林水産業振興基本計画について、現行計画からどのように変わっているのか」との質疑に対し、「もうかる農林水産業の実現を図る観点と、SDGsや環境を重視する観点を柱として計画の基本的な考え方を再整理し、それに合わせて新しい指標を三つ盛り込んだ」との答弁がありました。

このほか、第36号議案ないし第38号議案及び第52号議案についても活発な論議がなされ、第58号議案ないし第60号議案及び第76号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案11件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、環境部から「第10次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

### 〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第65号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「介護施設の生産性向上に対する支援について、伴走支援を受けないと補助が受けられないのか」との質疑に対し、「本事業は、生産性向上推進体制加算（I）の取得を目的としているが、この加算を取得するためには、複数の要件を満たす必要があり、介護関係の団体等から施設単独では取得が難しいという意見を受けて、伴走支援を事業に組み込んでいる。要件の達成度合いによっては、伴走支援がなくても補助金を出すことができ、施設に応じた必要な支援を行っていく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「分娩取扱・救急対応診療所等緊急支援事業を実施する背景や必要性は何か」との質疑に対し、「国の令和7年度補正予算における医療・介護等支援パッケージでは、分娩取扱や救急車の受入れに係る補助制度について、診療所や助産所が対象外となっている。本県としては、救急や周産期医療に携わっている診療所等に対しても同様の支援が必要と考えて補正予算案を提案した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 関根信明

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について

て申し上げます。

まず、福祉部関係では、第69号議案について、「社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく補助費が大幅に増えた理由は何か」との質疑に対し、「社会福祉法人が経営する施設や事業所の職員の退職手当の支給に要する費用を国、都道府県、施設経営者が3分の1ずつ負担している。退職手当の支払額が増加し、国が定める都道府県補助単位数が増えたためである」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第33号議案について、「子ども・子育て支援金の被保険者一人当たりの負担額は幾らか。また、今後はどのようになるのか」との質疑に対し、「令和8年度の負担額は年額約3,800円を予定している。また、令和8年度から令和10年度までは段階的に徴収することとされているので、令和9年度、令和10年度ともに増加すると考えている」との答弁がありました。

このほか、第32号議案、第34号議案、第35号議案、第57号議案及び第75号議案についても活発な論議がなされ、第74号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

続いて、討論に入りましたところ、第33号議案に反対の立場から、「国民健康保険税は医療給付の財源を確保するものであり、医療保険料を少子化対策に流用することは、公的医療保険の目的から大きく逸脱している。子育て支援は国庫負担で対応すべきであるため反対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ、第33号議案については多数をもって、その他の議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県総合リハビリテーションセンターにおける重度障害者等のレスパイトケアの受入れについて」質問が行われました。

その中で、「医療的ケア児について、総合リハビリテーションセンターでは、障害者総合支援法に基づく短期入所、いわゆる福祉レスパイトは受け入れていない。福祉レスパイトの受入れ拡充と今後の同センターのあるべき姿をどのように考えるのか」との質問に対し、「同センターは、領域外の原因疾患を診られる専門科医や小児科医がいないこと、神経難病や高次脳機能障害などの政策的医療に重点化して医療提供していることから、専門領域以外の患者の受入れを行っていない。受入施設の不足は重大な課題であり、令和8年度には介護老人保健施設に働き掛けて、日中の受入れを促進しながら、受入施設を拡大していく。また、同センターにおいては、県立病院の役割という観点から、重症心身障害児者の受入れについても検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から、予算特別委員会の附帯決議に関連して「埼玉県歯科医師会口腔保健センターについて」の報告があり、種々活発な論議がなされました。

また、昨日、「埼玉県立小児医療センターにおける髄

腔内注射後の重篤な神経症状の発症に係る事案について」調査するために、急ぎよ委員会を開催いたしました。

その中で、地方独立行政法人埼玉県立病院機構及び県に対し、徹底した原因究明及び再発防止策を速やかに講ずることを強く求める「埼玉県立小児医療センターにおける髄腔内注射治療後に生じた事案に伴う原因究明と再発防止の徹底を求める決議（案）」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 産業労働企業 委員長報告



副委員長 渡辺 聡一郎

### 〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第65号議案について、「様々な原材料の価格が高騰している中、加工用米等を使用する県内中小企業等を補助対象とした背景と理由は何か」との質疑に対し、「令和7年産加工用米等の価格は、令和6年産と比較して50%以上、上昇している。また、一般的な市場原理だけでは価格が決まらないという特殊な側面もあり、緊急的に購入費用の一部を支援するものである」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第66号議案について、「防災・減災・国土強靱化の推進に迅速に対応するため、事業を前倒しするとあるが、吉見浄水場拡張関連整備において、どのような工事を前倒しするのか」との質疑に対し、「Ⅱ期事業においては、災害時の断水リスクを低減するため、送水管の整備を進める東松山第二幹線のうち、シールド工事や推進工事などについて、工事延長約8キロメートルに対し、前倒しを予定している。また、Ⅲ期事業においては、吉見浄水場に日量150,000立方メートルの浄水施設等の整備を進めており、基礎杭工事を促進させる予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 松井 弘

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第69号議案について、「中小企業制度融資事業費の不用額は約8億円と多額であるが、予算計上の基準は何か」との質疑に対し、「物価高騰や人手不足などの影響が長期化する中、中小企業の資金繰りに支障が生じないように十分な融資枠を確保したが、融資枠までの利用がなかったため、利子補給費を5億円減額した。また、令和6年度の県内企業倒産件数が令和5年度を上回ったことを踏まえ、信用保証協会による代位弁済額を見込んでいたが、実績が下回ったため、県の損失補償費を3億円減額した」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第83号議案について、「吉見大和田地区産業団地整備事業費において、約20億円の増額を行うため、事業費を圧縮することも重要と考えるが、今後どのように取り組むのか」との質疑に対し、「事業費圧縮に向けて、調整池の法面ブロックを安価な材料に見直すことや公共緑地の舗装をアスファルトから砂利敷に変更するなど、工期や工法、材質の最適化などにより、整備コストの縮減を検討している」との答弁がありました。

このほか、第81号議案についても活発な論議がなされ、第42号議案及び第82号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「埼玉県カスタマーハラスメント防止に関する指針(案)について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 県土都市整備 委員長報告



副委員長 戸野部 直乃

### 〈急施議案〉

県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、都市整備部関係では、第65号議案について、「住宅居住支援推進事業費において、件数と1件当たりの補助金額をどのくらいと見込んでいるのか」との質疑に対し、「件数については、全ての世帯や住宅を対象とし、過去の事業実績等を踏まえて、1,500件を見込んでいる。金額については、国の補助が1件当たり約200,000円と想定されることから、その2分の1を上乗せすることとし、1件当たり100,000円を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第67号議案について、「補正予算により財源更正がされるが、流域市町の負担は軽減されるのか」との質疑に対し、「国庫補助金の追加内示があり、八潮市道路陥没事故対応経費と全国特別重点調査の結果を踏まえた改築工事等の経費について財源更正を行う。このうち、八潮市道路陥没事故対応の財源については、約65億円が国庫補助金となり、同額の企業債の発行を抑えることができる。また、全国特別重点調査の結果を踏まえた改築工事等の財源については、27億円余りの国庫補助金が充てられるため、流域市町の工事負担金と企業債の発行を半分減らすことができ、流域市町の負担も抑えることができると考える」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 柿沼 貴志

県土都市整備委員会における審査経過の概要について

て、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案12件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第61号議案について、「首都高速道路の料金の値上げは、県が主体的に行うものではないという認識で良いか」との質疑に対し、「県は道路管理者であるが、首都高速道路株式会社が代わりに維持管理や料金の徴収等を行っており、同社の経営判断で料金水準の引上げを行うものである」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第41号議案について、「県営住宅基金の廃止の背景は何か。また、基金廃止に伴い、建替えや維持管理に必要な予算が制限されることはないのか」との質疑に対し、「県営住宅の建替えや大規模改修等により生じた収支不足に対し基金を活用してきたが、基金残高が令和7年度末で約8,000万円まで減少すると見込まれるため、廃止することとした。今後も県営住宅事業特別会計は、制度的に収支不足が生じる見込みであるため、一般会計から繰り入れることで、収支均衡を図り、県営住宅事業の運営に支障がないよう対応する。その上で、建替事業や大規模改修工事においては、国庫補助や県債等の特定財源を最大限活用し、必要な財源を確保していく」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第69号及び第84号議案について、「八潮市道路陥没事故対応の経費について、一般会計からの補助は、どの経費に充てるのか」との質疑に対し、「救助に係る経費、損害賠償、工事に伴う補償、事故現場やその周辺での対策に係る経費など、受益者負担とすることが適当でない経費について、一般会計から補助を受ける。今回の補正予算では、令和6年度末に発行した企業債の利子のうち、地方交付税措置を除いた352万6,000円、陥没により直接損害を受けたインフラ事業者に対する損害賠償4,757万円が一般会計から補助されることになる」との答弁がありました。

このほか、第40号議案、第50号議案、第53号議案、第62号議案及び第77号議案についても活発な論議がなされ、第43号議案、第51号議案及び第78号議案については執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案12件について採決をいたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 文 教 委員長報告



副委員長 保 谷 武

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第44号議案について、「職員を3人増員することで、日本版DBSにどのように対応し、機能させていくのか」との質疑に対し、「特定性犯罪前科の確認において、確実に漏れないよう取り組んでいくことが必要であると認識している。増員する3名はもとより、教育局の各任用担当課等でガイドラインに従い手順を確認するなど、法律に基づく確認を徹底していく」との答弁がありました。

次に、第46号議案について、「担任教員の子育て部分休暇での不在を保護者に対してどのように周知するのか」との質疑に対し、「子育て部分休暇を含めて、休暇は教員の権利でもある。学級懇談会や保護者会等の場で、担任教員だけでなく管理職の立場からも説明していく」との答弁がありました。

このほか、第45号議案、第47号議案及び第69号議案についても活発な論議がなされ、第48号議案及び第79号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「伊奈学園中学で発生した傷害事件について」質問が行われました。

その中で、「教室内での事案であったにもかかわらず、なぜ事実関係の確認等、適切な対応がなされなかったのか。また、当時の対応に問題がなかったのか」との質問に対し、「事件発生当時、学校としても確認が必要と考え、担任教員は他の生徒に状況を聴取するなどの確認を行った。しかし、被害生徒が切り付けられたという証言がなかったため、被害生徒の説明のとおり、自ら転倒して負傷したものとして対応した。被害生徒の保護者からの当時の対応が甘かったのではないかと意見を真摯に受け止め、弁護士等で構成される第三者委員会を設置し、調査を行っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「新埼玉県立図書館基本計画（案）について」、「第2期地域クラブ活動推進計画（案）について」、「県立高校学校歯科医の配置基準

見直しに伴う効果検証について」及び予算特別委員会の附帯決議に関連して「いわゆる『高校無償化』を踏まえた今後の県立高校の在り方について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 警察危機管理防災 委員長報告



委員長 小川直志



委員長 宮崎吾一

### 〈追加提出議案〉

文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、議案2件であります。

まず、教育長候補者である石川薫氏に参考人として出席を求め、所信表明を聴いた上で質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、所信表明について、「わいせつ事案などの不祥事が多い現状をどう見ているのか。また、教職員としてのやりがいを伝えていくことが重要であると考え、どのようなビジョンを持っているのか」との質疑に対し、「児童生徒へのわいせつ行為は決して許されるものではなく、教職員に対し、根気よく継続的に指導をしてきた。こどもたちが生き生きと活動できる現場と教員が生き生きと働ける職場づくりを目指し、学校教育の充実に努めたいと考えている。教員がチーム一丸となって教育に取り組むことによって、やりがいを見出し、よりよい教育を進めながら、不祥事根絶にもつなげていきたい」との答弁がありました。

また、「いじめの根絶は重大な課題であるが、具体的にどのように取り組むのか」との質疑に対し、「いじめについては、全ての教職員が意識して、あらゆる機会を通じて児童生徒に伝え、いじめのない環境づくりに努めることが重要と考えている。校長のリーダーシップの下、初期段階から組織的に対応し、関係機関と連携しながら、いじめの認知や解消に向けて取り組んでいく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、同意すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第49号議案について、「警察官が175人増員となるが、警察官一人当たりの負担はどの程度軽減されるのか。また、警察官の適正な必要数や目標値をどのように考えているのか」との質疑に対し、「増員により警察官一人当たりの負担は、人口では626人から617人、刑法犯認知件数では4.57件から4.50件に軽減される。また、適正な必要数については、警察官一人当たりの人口負担を全国平均の474人まで軽減させるものとして試算すると、3,571人の増員が必要となる。まずは、近隣県の水準まで負担を軽減することを目標とする」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第56号議案について、「選定された指定管理者候補者と次点の申請団体との点差が僅かであったが、当該候補者のどの点が優れていたのか。また、点差が僅かの場合、選定委員が極端な点数を付けると結果が変わることもある。公平性を担保するために、どのような選定をしていくのか」との質疑に対し、「利用者にホスピタリティあふれる対応ができるスタッフを確保していること、現状を踏まえた実現性の高い提案がなされたことなどが選定委員に評価されたものと受け止めている。また、今回の選定委員は、申請者と利害関係がないことを確認した上で、防災教育の学識経験者や利用者代表などから委嘱している。審査委員は、それぞれ専門的な見地から独立して採点を行うものであるため、御自身の考えを点数に色濃く反映されることはあり得る。事務局は、審査点数を付ける前に意見交換を行うなど、委員が見落としている視点がない状態で採点いただくよう努め、偏った採点とならないよう工夫している。採点方法については、他都道府県の実況なども参考に研究していく」との答弁がありました。

このほか、第69号議案及び第73号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

# 予 算 特別委員長報告

委員長 梅 澤 佳 一



予算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案21件であります。

初めに、部局別質疑を3月11日から17日までに5日間行い、集中的に審査を行いました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「事業レビューによる見直し額は、毎年度、おおむね一定額で推移しているが、EBPMを活用し、より踏み込んだスクラップ・アンド・ビルドを図るべきではないか」との質疑に対し、「今年度の事業レビューでは、基金の在り方や国・市町村との役割分担の見直しなど新たな視点を加え、当初見込んでいた成果が得られていないなどのEBPM上課題のある事業について見直しを行った。その結果、一般財源ベースで53.2億円の縮減となり、前年度の見直し額43.3億円を上回る一般財源を生み出した。今後も限られる財源を効果的に活用するため、スクラップ・アンド・ビルドを更に進めていく」との答弁がありました。

次に、「県庁舎再整備に当たっては、単なる建替えではなく、現代の社会情勢や将来の姿を反映した計画にすべきと考える。業務効率の向上、防災拠点としての機能強化や職員の働きやすさなどを前提とし、将来を見据えた検討が必要ではないか」との質疑に対し、「埼玉県県庁舎再整備懇話会からも県民の安心・安全が最優先との意見をいただいている。また、DXの進展と働き方改革を融合させ、県民の利便性や職員の生産性・創造性の向上を両立させる視点も重要であるので、整備をきっかけに、こうしたことを来年度も検討していく」との答弁がありました。

次に、「スマート農業の導入支援にあたり、RTK基地局の設置場所として、県有施設を貸し出す公募を継続しているが、結果が出ていない。今後、RTK基地局の活用をどのように推進していくのか」との質疑に対し、「スマート農業導入コスト低減支援事業において、スマート農業機械の導入費用を有利な条件で補助することで、RTK技術を活用するスマート農業機械の導入などが加速し、RTK基地局の設置ニーズも高まると考える。基地局の設置事業者にこうした情報を提供するとともに、更なる設置を働き掛け、普及を推進していく」との答弁がありました。

次に、「介護現場での人手不足の大きな要因は、他産業に比べて賃金が低いことと考えるが、どのような対策を講じていくのか」との質疑に対し、「これまでの施策に加えて、来年度新たに、奨学金を返済しながら県内事業所で働く介護職員に対して奨学金返済支援を行う予算

を提案している。本事業を通じて、若い世代の介護未経験者や他県の求職者に、本県の介護事業所を選んでもらえるよう促していく。また、本年6月には、臨時の介護報酬改定が予定されているが、処遇改善に関しては、今後も国に対して強く要望していく」との答弁がありました。

次に、「原材料価格の高騰や人手不足など、県内の中小企業や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるが、この状況を踏まえ、令和8年度当初予算案をどのように編成したのか」との質疑に対し、「現下の経済状況を踏まえ、中小・小規模事業者支援の観点から、資金繰り支援やDXによる生産性向上など人手不足への対応、新たな価値を創出する観点から、渋沢MI-Xの活用やサーキュラーエコノミーの推進など、県外の活力を取り込む観点から、成長分野の企業誘致などの取組を盛り込んだ」との答弁がありました。

次に、「昨年度の本委員会の附帯決議である埼玉県歯科医師会口腔保健センターの設備の更新と運営費の在り方について、令和8年度の財政支援をどのように考えているのか」との質疑に対し、「公設の施設と比較したところ、同センターの体制強化や診療設備の計画的な更新の必要性を認識した。県として主体的に診療体制を整備することが必要だと考え、令和8年度当初予算案では、設備更新費も含めて、補助金から委託料に変更した」との答弁がありました。

次に、「八潮市道路陥没事故に関する事業予算について、復旧工事費に加え、抜本的対策である下水道管路の複線化についても、国が予算を確保し、それを財源に事業を進めるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「これまで国に対して財政支援などの要望を行ったところ、令和8年度から重要下水道管路の更新や下水道施設のリダンダンシーを強化する事業について、補助事業が創設されるなど支援が強化される。これらの制度を十分に活用するとともに、財政支援について、引き続き、あらゆる機会を通じて国に要望していく」との答弁がありました。

次に、「県立学校の体育館空調整備の推進について、令和15年度までに整備が完了することだが、整備費はどの程度か。また、部活動での使用に関するガイドラインは、いつ改定して周知するのか」との質疑に対し、「整備完了目標の令和15年度までの事業費は概算で約310億円を見込んでいる。また、令和8年度の夏季に間に合うよう、部活動でも使用できる運用に変更し、各学校に周知する」との答弁がありました。

次に、「大宮駅東口の防犯カメラ整備事業については、議会として、県の責任での継続を強く求めているが、今後どう取り組むのか。仮に、さいたま市等との協議が整わない場合、県において事業を継続するのか」との質疑に対し、「大宮駅東口地区における防犯カメラの必要性は深く認識しており、さいたま市等と設置に向けた協議を継続している。協議が不調に終わることは想定していないが、令和8年12月までに協議が整わない場合は、更に1年のリース延長が可能か検討する」との答弁がありました。

このほか、主な質疑事項として、バーチャルユースセンターの運営、カーボンニュートラルの推進、地下インフラのデータベース化の推進、計画的な県営住宅の建替え、防災人材の育成による災害対応力の強化などについて質疑がありました。次に、総括質疑を3月19日に行い、更に慎重な審査を重ねました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「行政手続デジタル完結サービスをはじめとした未来型オフィスの整備は、今後の県庁舎再整備とつながりがあることから、スピード感を持って進めるべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「デジタル技術の進展により、行政はこれまで以上に高い精度や柔軟性、スピードが求められるため、デジタルを前提とした県庁舎の変革を加速しなければならない。そのため、AIの活用や行政手続のデジタル完結化を更に進め、県民サービスと職員の生産性の向上を進めていく」との答弁がありました。

次に、「八潮市道路陥没事故等の対応について、汚水処理の広域化は国が推進してきた以上、国に更なる財源を求める必要があると考えるがどうか」との質疑に対し、「大規模流域下水道の整備は、国の方針に基づき推進されてきたことから、国の財政支援は非常に重要だと考える。これまでも国に対して、財政支援など様々な要望をしているが、引き続きあらゆる機会を通じ、国に要望していく」との答弁がありました。

次に、「性犯罪・性暴力被害者の支援センターであるアイリスホットラインについては、人手不足による相談業務の質の低下を防止し、より適切な運営を行うために、人員加配を含めた支援をすべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「現在7名の相談員で対応しているが、病院への付添い支援などの相談以外の業務では、犯罪被害直接支援員8名が援助を行っている。現時点では、相談員1日当たりの相談件数は1件に満たない状況であるため、直ちに人員加配が必要な状況にはないと判断している」との答弁がありました。

次に、「いじめ対策については、『福岡県いじめレスキューセンター』などの事例を参考に、多様な相談体制の構築、他部局連携、専門人材の配置など大幅な機能強化が必要だと考えるがどうか」との質疑に対し、「既存の電話相談窓口『子どもスマイルネット』では、いじめを含めた様々な相談を受け付け、適切な専門機関に直接つなげるなど、福岡県のセンターとほぼ同等の機能を有していると考え、他の機関や取組を参考にしながら改善することは非常に重要なことと考えるため、関係部局との調整や専門家への意見聴取を行いながら、他の事例を参考にしていく」との答弁がありました。

このほか、主な質疑項目として、行政のデジタル化の推進、あと数マイル・プロジェクトの推進、観光施策の推進、女性の活躍支援、教員の人材確保などについて質疑がありました。

次に、討論及び採決を3月24日に行いました。討論では、第1号議案、第8号議案、第19号議案及び第21号議

案に反対の立場から、「おおぞら号の廃止、伊豆潮風館の廃止検討など、障害者の移動の権利を侵害しかねない政策であることなどから反対する」との討論がありました。

一方、第1号議案に賛成の立場から、「少子高齢化に伴う社会保障費の増加やインフラ再整備への対応のほか、外部人材の活用や伴走支援を通じたDX推進策が展開されるなど、中長期的な効果を見据えた支援が実装段階に入ったと評価し賛成する」。また、「人口減少や超少子高齢化、頻発化・激甚化する自然災害、長引く物価高騰などの課題に対応し、日本一暮らしやすい埼玉の実現を目指して編成されたものであり、物価高騰対策、地域公共交通、物流、医療・介護分野の人材確保支援などを評価し賛成する」などの討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、採決いたしましたところ、第1号議案、第8号議案、第19号議案及び第21号議案については多数をもって、第2号議案ないし第7号議案、第9号議案ないし第18号議案及び第20号議案については総員をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

その後、附帯決議が提案されました。「『第1号議案令和8年度埼玉県一般会計予算』について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

第一に、県庁舎の位置の選定に当たっては、公正かつ公平な判断基準に基づき、客観的な比較検討を行うこと。その上で、速やかに位置を選定するとともに、美園地区の活性化も視野に、さいたま市をはじめ関係機関と協議すること。

第二に、人材流出及び人材不足が顕著な保育士、幼稚園教諭、児童養護施設職員、介護士、看護師等について、更なる処遇改善を図ること。

第三に、いじめ対策については、専門人材の活用、相談手段の多様化、関係部局・関係機関との連携強化等により、相談支援体制の充実を図り、その実効性を高めること。

第四に、県立高校体育館等への空調整備については、有利な緊急防災・減災事業債等を最大限活用し、可能な限り前倒して実施すること。

第五に、公立学校における生命の安全教育について、全校実施の定義や内容を明確にした上で、発達の段階に応じた知識を着実に習得できるよう、取組を強化すること。

第六に、アイリスホットラインへの相談件数が増加傾向であることを踏まえ、現場の相談対応状況及び相談者の声を十分に踏まえつつ、相談対応体制の強化を検討すること。

第七に、移動木造応急住宅については、事業の趣旨を十分に精査し、その費用対効果を十分に検証すること」

以上の内容であります。続いて、質疑並びに附帯決議に反対及び賛成の立場から討論があり、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 内 沼 博 史



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「脱炭素社会の実現に向けた取組について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「2050年に向けた温室効果ガス削減目標について、2023年度目標比では、7.9%の不足となるが、2030年度の目標達成は可能なのか」との質問に対し、「2023年度は、コロナ禍から経済活動が急速に回復したことに加え、観測史上最も暑い夏となり、エアコンの使用が増えるなど数字を押し下げる要因があった。また、コロナ禍では、温暖化対策の展開がしづらく、現在推進している対策の多くは、2023年以降に開始している。これらの成果を検証し、取組を補強しながら目標達成を目指していく」との答弁がありました。

次に、「太陽光パネルについては廃棄した方が費用は安いと、リサイクルされにくい現状があるが、今後、どのようにリサイクルを進めていくのか」との質問に対し、「リサイクル体制の構築には、太陽光パネル排出量の確保が重要となるため、県内の太陽光パネル設置状況を把握する実態調査を行う必要がある。また、パネルを処理した際に発生するガラスなどの再生利用については、民間企業等と県で構成する太陽電池モジュールリサイクル協議会において、官民連携による実用化に向けて、引き続き議論を進めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、自然環境の保全・再生については、「河川環境の保全について、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と各浄化槽の受検率上昇に向けて更に努力すること」。

次に、農林業・農山村の循環型社会への貢献については、「県産木材利用公共施設の実績を伸ばすために、適正で潤沢な県産木材の流通量の確保に努めること」。

次に、資源循環社会づくりについては、「リチウムイオン電池の正しい廃棄方法について、再資源化、火災事故防止の両面から県民に周知すること」。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組については、「太

陽光発電だけでなく、都市型バイオマスなど、埼玉県に適した再生可能エネルギーの具体的導入に向けた検討を加速させること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「行財政・職員の働き方改革について」及び「県庁舎の建替え等について」審査を行い、その中で、予算特別委員会の附帯決議に関連して、「令和7年度県庁舎再整備の検討状況について」の報告がありました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「デジタル人材の活用・育成について、研修受講者数の目標値を達成しているが、職員の習熟度をどのように把握し、目標値としているのか」との質問に対し、「研修後の講師による確認や、オンラインであればテスト形式での確認を行い、習熟度を把握している。目標値については、職員のレベルや研修分野も様々であるので、受講した延べ人数を指標としている」との答弁がありました。

次に、「県庁舎建替えについて、県民アンケートを中心に議論が進んでいることは前提条件が異なり、問題があると感じる。また、将来性や汎用性が一番重要であり、そ上に載せるべきと考えるのがいかか」との質問に対し、「そのような観点から今後の懇話会で議論できるよう、しっかりと準備していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、地方分権改革については、「県民の有益性及び利便性向上を第一に、権限移譲された市町村に対する情報提供、人的支援、財政支援をしっかりと行っていくこと」。

次に、地方財源の確保対策については、「交付税措置

のある地方債の活用や国に財源措置を求めることも大切だが、県は、財源確保の取組の推進を積極的に行うこと。

次に、情報技術の活用・DXの推進については、「埼玉県DX推進計画について、計画に縛られるだけでなく、新たな技術の活用と新たな技術を活用できる人材育成を行うこと」。

次に、行財政・職員の働き方改革については、「女性管理職の割合は、目標数値にとどまることなく、更に推進していくこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策 特別委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団」、「公益財団法人埼玉県国際交流協会」及び「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団について、「令和4年度から赤字が続いているが、この要因と今後の収支改善に向けた取組はどうか」との質問に対し、「赤字が続いた要因は、彩の国さいたま芸術劇場の大規模改修による公演数の減少や、令和6年度の30周年特別事業の経費が多額であったことなどである。今年度以降、財務体質の改善として支出を抑え、収益を伸ばすため稼働率の向上や助成金の獲得などの自主財源の確保に努めていく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県国際交流協会について、「県内在住の外国人数が年々増えているが、外国人総合相談センター埼玉での相談実施件数が減少しているのはなぜか」との質問に対し、「コロナ禍の影響が非常に大きく、令和2年度から令和4年度までは保健所や医療機関との仲介通訳などの医療・福祉に関する相談や、渡航制限による出入国や在留資格に関する相談が増加した。令和5年度以降はコロナ禍が落ち着き、相談数も減少しているが、令和6

年度の実績は、コロナ禍前の令和元年度と比較すると246件の増加となっている」との答弁がありました。

次に、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団について、「障害者支援施設皆光園において、県の委託事業である聴能訓練事業を児童発達支援センターに移行した理由は何か。また、同センターの移行に伴い、利用者の自己負担は増加しないか」との質問に対し、「県内全市町村が新生児の聴覚スクリーニング検査の公費助成を実施したことにより受検率が増加し、多くの新生児が難聴と診断されている。未就学の難聴児の受入れを弾力的に増やすため、令和8年1月から事業を移行した。また、利用料は3歳以上の児童は国により無償化とされているが、無償化の対象外である0歳から2歳児の利用料は県から補助を行っており、事業移行後も令和9年度末までは、自己負担なしでサービスを利用できる」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県住宅供給公社関連として、「住宅供給公社が空き家を借り上げ、県営住宅として提供する手法によって、空き家対策に積極的に取り組めるよう環境を整備すること」。

次に、公益社団法人埼玉県農林公社関連として、「都市近郊農業へのサポートを推進し、6次産業化を図る農業者に好事例の紹介や販路拡大などの更なる支援を実施すること」。

次に、埼玉高速鉄道株式会社関連として、「延伸に向け、今後設置される予定の中間駅及び岩槻駅のまちづくりが今後の埼玉高速鉄道の経営に大きな影響があると考えられることから、まちづくりに対し市・県に働き掛け、鉄道事業者の視点からしっかりコミットしていくこと」。

次に、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団関連として、「県民の文化芸術活動を高め、心を豊かにするために、彩の国さいたま芸術劇場での公演に様々なジャンルの公演を取り入れていくこと」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 木下 博信



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「外国人介護人材の現状はどうか。また、人材不足の対策としてどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「県内における介護分野の在留資格『特定技能』を有する外国人は3,558人と、直近1年間で約1.3倍、5年間で約60倍に増加している。今年度から新たに、県社会福祉協議会内に『介護のみらいサポートセンター』を開設し、個別事業所に対する採用相談支援などを行うほか、外国人材採用時の初期費用などの補助を開始した」との答弁がありました。

次に、「県内介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入状況に対する県の評価と、普及を阻むハードルをどう分析しているのか。また、専門家による伴走支援等を通じて、どのように導入を促進するのか」との質問に対し、「県内の導入は少数にとどまり、普及を阻むハードルは、導入コストなどの負担や取引先の事業所が当該システムを導入していないことなど、様々な要因がある。今年度から新たなモデル事業として、県内3地域130事業所が当該システムを導入してメリットを実感してもらう伴走支援や研修会等を行った。また、介護報酬の臨時改定において、当該システムの活用が処遇改善加算の上位区分を取得するための要件となったので、この機を捉えて更に導入を促進していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、障害者への支援については、「就労継続支援B型事業所に対する今後の工賃の目標値設定に当たっては、極端に工賃の低い事業所が放置される懸念から、平均値だけでなく中央値や最低値等も考慮すること」。

次に、地域医療については、「災害拠点病院の機能強化と、災害時連携病院との実効的な連携体制を早急に構築することを念頭に、地域間の医療資源の偏在是正を図ること」。

次に、子育て支援については、「こどもの居場所づくりについて、民間の善意やボランティアに過度な負担が生じない在り方を検討し、物価高騰などにも耐え得る持続可能な運営支援スキームを早期に構築すること」。

次に、高齢者への支援については、「ヤングケアラーの支援について、教育機関は福祉機関につないだ後も引き続き、適宜状況を確認し、ヤングケアラーのフォローに組織的に対応すること」などです。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後

とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告



副委員長 深谷 顕史

経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「雇用対策と働き方改革の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「高等技術専門校の定員に対する充足率はどの程度であり、訓練科によって充足状況に違いはあるのか。また、入校生を増やすためにどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「令和7年度の定員充足率は70.8%で、令和6年度と比較すると3.8ポイント上昇している。訓練科ごとの充足率について、情報処理科、木工芸科などは高く、金属加工科などは低い。また、入校生を増やすための取組として、学校訪問や進路説明会、オープンキャンパスなどでのPRのほか、今年度、新たに教育局と連携し、全ての県立高校の生徒に対し、各校の実情に応じてグループウェア配信など直接届く情報発信を行っている。令和8年度は、訓練生の技能を披露する（仮称）埼玉技能甲子園を開催して魅力発信を行っていく」との答弁がありました。

次に、「若者の就業支援のうちメタバース企業説明会について、実際に就職につなげることが重要と考えるが、参加学生の満足度などの効果検証を行っているのか。また、今後どのように改善し発展させていくのか」との質問に対し、「これまで4回開催した際のアンケートでは、参加学生の満足度は95%であり、一定の効果があつたと認識しているが、企業からは、学生の表情が分かりづらくニュアンスが伝わりにくい、メタバース全体の操作性が良くないとの声があつた。就職につながるファーストステップとなるよう、アンケートの声を拾い、改善につなげていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、埼玉県経済の動向と経済・雇用対策については、

「A Iしごと診断・マッチングシステムに関して、若者の就業支援とともに、離職率を下げる方向の指摘を視野に入れること」。

次に、先端産業の推進と企業誘致については、「先端産業の推進に当たっては、技術開発に対する補助や社会実装に向けた支援を効果的に組み合わせ、県内中小企業の成長と地域経済の活性化につなげるよう努めること」。

次に、中小企業の振興については、「渋沢M I Xについて、スタートアップ支援は成長段階により評価軸が異なることを踏まえ、挑戦の裾野をどれだけ広げたか、支援が事業化に向けて機能しているか、中長期で地域に定着する企業を目指しているかなどの観点から、段階別K P I導入の検討を進めること」。

次に、雇用対策と働き方改革の推進については、「障害者の就業機会の拡大と処遇改善を図るため、成功事例の分析と普及する政策を更に進めること」などであります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害や危機への対応力向上に向けた訓練について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「実動訓練及び埼玉版F E M Aの図上訓練において得られた知見や成果物は、どのように活用され、それぞれの訓練に反映されているのか」との質問に対し、「図上訓練で事前に流れを確認したことが、実動訓練での迅速かつ的確な行動につながった。また、実動訓練で得られた課題等については、図上訓練のブラッシュアップに活用していく。今後も、図上訓練と実動訓練の相乗効果により、県全体の災害対応力の向上を図っていく」との答弁がありました。

次に、「国のプッシュ型支援対応実動訓練における新物資システム『B - P L o』では、どのような情報伝達が可能なのか。また、市町村での円滑な活用のため、ど

のような訓練等を実施しているのか」との質問に対し、「平時には、物資の備蓄状況の把握や管理ができ、発災時には、物資の調達及び輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な物資支援を実現するシステムであり、避難所においても情報確認や物資の要請が可能である。市町村に対しては、研修動画やマニュアル等を公開しているほか、実際にシステム操作の訓練を行うなど、引き続き円滑な活用に努めていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、災害に強い県土づくりについては、「河川流域の内水被害等を防ぐため、排水機場については耐震化とともに速やかなる耐水化に努めること」。

次に、あらゆる危機への対応については、「危機管理体制における市町村との連携について、災害時の初動体制も含め、より密な体制構築を図ること」。

次に、埼玉版F E M Aによる災害対応力の強化については、「災害対応力強化のため、公開可能な埼玉版F E M A関連の情報発信を一層推進し、県民を含めた全関係者間の連携強化を平時から図ること」。

次に、災害や危機への対応力向上に向けた訓練については、「新物資システム『B - P L o』について、被災地の要請に沿ったプッシュ型支援のため、市町村における災害時の円滑な活用に向け、県において市町村や関係機関に意識的に働き掛け、訓練を実施すること」などあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「グローバル人材の育成について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「『埼玉発世界行き』奨学金は、グローバル人材

の育成を目的としているが、留学後の奨学生はどのような活躍をしているのか」との質問に対し、「平成23年度の事業開始から令和6年度までに、延べ2,468人の留学生を輩出し、グローバル人材としての成長を後押ししてきた。留学後の奨学生の中には、国際連合の専門機関に就職した方や、起業したビジネスが評価されて上場企業の役員に就いた方など、国内外で活躍をしている。また、冠奨学金をきっかけに、寄附企業に就職するなど、企業と学生が継続してつながるといった成果もあった」との答弁がありました。

次に、「グローバルリーダー育成プロジェクトについて、今年度で事業が終了する理由は何か」との質問に対し、「本事業は、選考により限られた生徒のみが参加するもので、参加者の裾野が限定されるという課題があった。来年度は、県による選抜型の形式を見直し、より多くの生徒が国際的な学びに触れられるよう、各学校における国際交流の機会の拡充にシフトしていく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、1年間の審査を踏まえて決定した本委員会としての意見・提言の主なものについて申し上げます。

まず、教育改革について、「授業を受ける生徒たちの声やニーズを参考にする視点を取り入れ、研修を重ねることで教員のICT活用指導力の向上を図ること」。

次に、文化の振興について、「文化芸術活動の振興を継続して図っていくと同時に、観光、まちづくりなどへ波及させる施策の充実、強化にも取り組むこと」。

次に、スポーツの振興について、「スポーツ人材育成施策については、競技引退後の進路や地域還流の状況を把握、評価できる仕組みを検討すること」。

次に、グローバル人材の育成について、「英語教育に関しては、教員及び生徒共に、求められている基準の目標値を達成するために、しっかりと取り組むこと」などがあります。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路

陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「復旧工事の進捗状況」、「抜本的対策について」、「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」、「事故から得られた課題・教訓を踏まえて」、「財源について」、「補償の実施状況」及び「住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「事故対応に係る事業費の約4割が県の負担となり、まだ納得できる負担割合ではない。災害に比類するような事故により生じた行政需要を特別交付税の算定項目に新たに追加するなど、更なる財政措置を国に求める必要があると考えるが、どのように対応していくのか」との質問に対し、「昨年11月、知事は国に対し、陥没箇所復旧の財政的支援、抜本的対策に向けた技術的支援などに加え、早急な対応が必要とされた箇所は、国の責任で財政措置を行うことなどを要望した。今後も様々な財政支援について、あらゆる機会を通じて要望を続けていく」との答弁がありました。

次に、「事故現場周辺の住民や企業に補償金が支払われるまで相当の時間を要した一因として、国においてこうした事態に対応する制度がなかったからだと考える。国に対して、新たな支援制度や枠組みの構築を働き掛けるべきであるかどうか」との質問に対し、「補償内容を示すまで時間を要してしまいましたが、可能な限り早期の対応に努めてきた。国の新たな支援制度や枠組みの構築は大変有効である」との答弁がありました。

次に、「原因究明委員会の報告書では、陥没直下の下水道管の映像が取得できておらず、他の調査機器を用いるなどして再調査を試みるべきであったとしているが、再調査ができなかった理由は、技術的な問題なのか。それとも、映像が欠落した場合の対応について埼玉県には規定がなかったためなのか」との質問に対し、「当時の技術では、再調査をしても鮮明な映像を取得することは難しかったと考えられる。また、点検が難しい状態における取扱いが明確ではなかった。この点は全国的な課題であると認識しており、不測の事態への対応や今回の事故で得られた教訓などを発信し、国を巻き込んで対応を検討していく」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「複線化工事について、市町や受益者の負担が増加しないよう、国に対して地方交付税による措置や補助金の引上げを、より強力に要望すること」、「下水道管理の専門性の更なる向上については、将来に向けた共同研究と並行して、資格を持つ人材の確保など、人員強化の検討も進めること」、「営業補償について、交通規制区域外の事業者への個別対応を、より丁寧に周知して行うこと」などがあります。

次に、本県議会は、国に対し、今回の陥没事故の対応に係る事業費については、関係地方自治体の負担も多大になることから、地方交付税（特別交付税）による財政措置など、地方自治体及び住民負担の軽減を図ることなどを強く求める「災害級の事故発生時の対応経費について特別交付税措置を求める意見書（案）」及び社会資本施設に起因する災害規模の事故について、事故現場周辺の住民等に対する速やかな支援を可能とする制度を構築することなどを強く求める「社会資本施設に起因する事故発生時における経済的損失等の補償制度の構築を求める意見書(案)」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。